

## 食品安全委員会（第671回会合）議事概要

日 時：平成29年10月31日（火） 14：00～16：01

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：佐藤委員長ほか 6名出席

傍聴者：報道 0名、行政機関 2名、一般 7名

### 議事概要

#### （1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

##### ・農薬 2品目

[1] アシベンゾラル-S-メチル [2] フルトリアホール

##### ・農薬及び添加物 1品目

フルジオキシニル

→厚生労働省及び担当の吉田委員から説明。

農薬「アシベンゾラル-S-メチル」及び「フルトリアホール」については、農薬専門調査会に調査審議させることとなった。

また、農薬及び添加物「フルジオキシニル」については、専門調査会による調査審議を経ることなく、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改訂することとなった。

なお、農薬「フルトリアホール」については、トリアゾール系の農薬の評価書においては、トリアゾール系の共通代謝物について取りまとめたものを参考資料として添付している一方、国際的なリスク評価機関における評価書を見ると新しい試験結果も記載されていることから、これらの結果を参考資料に加えることについても併せて調査審議をすることとなった。

##### ・農薬 4品目

[1] ヒドラメチルノン [2] フェンチン  
[3] フルカルバゾンナトリウム塩 [4] プロパジン

##### ・農薬 4品目（全てポジティブリスト制度関連）（一括削除）

[1] ヒドラメチルノン [2] フェンチン  
[3] フルカルバゾンナトリウム塩 [4] プロパジン

##### ・動物用医薬品 1品目（ポジティブリスト制度関連）（一括削除） オレアンドマイシン

→厚生労働省から説明。

農薬4品目については、評価要請が取り下げられたものと認め、現在専門調査会において実施中の調査審議は中止することとなった。

「本品目が国外において、食用及び飼料のように供される農作物及び食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産し

ている動物（以下「対象動物」という。）に使用される可能性は低いと考えられ、かつ本品目が国内において農作物及び対象動物に使用される可能性は低いと考えられ、かつ本品目が使用された農作物及び対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物が輸入されていないことを前提とした場合、当該残留基準の削除については、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかである時に該当すると考えられ、また、本品目については、海外において基準値が設定されているものもあることから、国内外において使用や残留が確認された場合及び当該物質に関する食品を介した健康被害等の情報があった場合は、必要に応じてリスク管理措置の見直しを検討すべきであることをお伝えする。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

**(2) 添加物専門調査会における審議結果について**

・「硫酸アルミニウムアンモニウム、硫酸アルミニウムカリウム」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の山添委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を添加物専門調査会に依頼することとなった。

**(3) 農薬専門調査会における審議結果について**

・「クロルフルアズロン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

・「クロルメコート」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

・「ジメテナミド」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

・「ダイアジノン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

・「フルキサメタミド」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

・「カプリン酸グリセリル（対象外物質）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

・「グリセリンクエン酸脂肪酸エステル（対象外物質）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の吉田委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬専門調査会に依頼することとなった。

**(4) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について**

・「テフルベンズロン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集

## について

→担当の吉田委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬専門調査会及び動物用医薬品専門調査会に依頼することとなった。

### (5) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・食品衛生法第11条第3項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（対象外物質）「ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプンについては、農薬として想定しうる使用方法に基づき通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであると判断された。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

・動物用医薬品「オルビフロキサシン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集手続は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論である「オルビフロキサシンの一日摂取許容量を0.012mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

・遺伝子組換え食品等「OYC-GM1株を利用して生産された酸性ホスファターゼ」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断された。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

・遺伝子組換え職員等「CRP株を利用して生産されたL-シトルリン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基

準」の附則「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」を準用して評価を行った結果、使用形態が現行と同等である場合に限り、比較対象とした従来品と同等の安全性が確認されたと判断するとともに、「遺伝子組換え食品（微生物）の安全性評価基準」による評価は必要ないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。